

## 知っていますか?クーリング・オフ

クーリング・オフは、契約した後、冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフできる取引は主に下表のものです。

ただし、取引内容によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。

### クーリング・オフできる主な取引とその内容

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅など店舗以外の場所での契約(キャッチセールス、催眠商法、アポイントメントセールスでは店舗契約を含む)	原則8日間
訪問購入(訪問買取)	業者が消費者の自宅などを訪ねて物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	電話による勧誘がきっかけで結んだ契約	
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介、サービスを一定期間継続する5万円を超える契約(エステ、美容医療は1カ月を超えるもの、その他は2カ月を超えるもの)	原則20日間
連鎖販売取引	マルチ商法(ネットワークビジネス)	
業務提供誘引販売取引	内職、モニター商法など	

※期間は契約書などの法定書面を受け取った日から起算します。

### クーリング・オフ通知の書き方と注意点

- ▶クーリング・オフは、はがきなどの書面またはEメール、ファクスなどによる通知が必要です。※令和4年6月1日から、書面だけでなく、電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。Eメールやファクスのほか、事業者が自社のウェブサイトにはクーリング・オフ専用フォームなどにより通知を行うことができます。
- ▶書面で通知する場合、簡易書留、特定記録郵便など記録が残る方法で送付しましょう。
- ▶クレジット契約も結んでいる場合は、信販会社にもクーリング・オフの書面を出しておきましょう。
- ▶書面を作成したら、両面ともコピーを取って契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管し

ておきましょう。メール等で通知する場合、送信したことが分かる画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

**はがきで通知する際の記載例**

表面	裏面
<div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">□□□□□□</p> <p style="text-align: center;">〇〇県〇〇市 〇〇番〇〇号</p> <p style="text-align: center;">株式会社〇〇 代表者 〇〇様</p>	<p style="text-align: center;"><b>契約解除通知書</b></p> <p>契約日 〇〇年〇月〇日 書面受領日 〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇〇 契約金額 金〇〇〇〇円 販売者名 株式会社〇〇</p> <p>上記日付の契約を解除しますので、支払済の〇〇〇〇円を直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。</p> <p>〇〇年〇月〇日 〇市〇町〇番地 氏名〇〇〇〇</p>

### 市長からのメッセージ

消費者を取り巻く環境は、情報化や国際化の進展、少子高齢化などにより年々変化しており、高齢者を狙った架空請求や、市役所職員をかたった還付金詐欺など特殊詐欺が多発しています。また成人年齢引き下げに伴い、若者への消費者被害拡大も懸念されています。

これらのさまざまな消費者トラブルに対応するため、本市においては平成19年1月に消費生活センターに専門の相談員を配置し、相談・助言などを行うとともに、広報紙、ホームペー

ジ、出前講座の開催等による啓発に努めています。また、4月1日からは、特殊詐欺等被害防止機器の購入補助を開始しました。

今後も、消費者トラブル未然防止のため、市民が信頼できる身近な相談窓口としての機能を充実・強化するとともに、警察署等の関係機関と連携した啓発活動を活発に行うなど、市民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、消費者行政の推進に取り組んでまいります。

津市長 前葉 泰幸